

第4部 その他資料

1. 公務災害認定請求書に記載する16職種区分について.....	210
2. 障害等級早見表.....	211
3. 身体の部位・名称.....	(省略)

1. 公務災害認定請求書に記載する16職種区分について

- 下記の16職種に分類する。
- 2以上の職種を兼ねている場合には、公務災害が発生した際に主として従事していた職種において区分する。
- 当該職種は、原則として単に資格を有するだけではならず、現にその職務に従事しているところにより区分する。
- 当該職種は、原則として、勤務公署、所属行政部門とは関係なく、現にその職務に従事しているところにより区分する。
- 下記によるほか、地方公共団体定員管理調査の職種別職員数調の定めるところによる。

16職種		
01 医師・歯科医師 大学附属病院、警察病院等に勤務する者を含む。	06 船員 船員法第1条に規定する船員のほか、同条第2項各号に規定する船舶に乗り組む船員をいう。	(指導主事及び社会教育主事)であり、派遣社会教育主事及び社会教育主事補が含まれる。 なお、学校事務職員は、一般的には、「16 その他の職員」として取り扱う。
02 看護師 看護師のほか、准看護師をいう。大学附属病院、警察病院、消防署等に勤務する者を含む。	07 タイピスト・キーパンチャー 公立学校、警察等に勤務する者を含む。	13 警察官 警察法第56条第2項に規定する地方警察職員のうち警察官である常勤の職員をいう。 なお、道路交通法第114条の4の交通巡視員は、「16 その他の職員」として取り扱う。
03 保健師・助産師 大学附属病院、警察病院等に勤務する者を含む。	08 電話交換手 公立学校、警察等に勤務する者を含む。	14 消防吏員 常勤の消防団員を含む。
04 その他の医療技術者 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、作業療法士、歯科衛生士、歯科技工士等の資格を有する者又は診療放射線技師、臨床検査技師、衛生検査技師以外の病理細菌技術職員、理学療法士以外の理学療法技術職員、作業療法士以外の作業療法技術職員、視能訓練士以外の視能技術職員若しくはあん摩、マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師で、現にそれぞれの業務に従事している者をいう。 なお、無資格の看護助手は「16 その他の職員」として取り扱う。	09 調理員 学校調理員のほか、社会福祉施設、病院等の調理員をいう。	15 清掃業務員 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第2条第2項の一般廃棄物(ごみ・し尿)の収集、運搬、処理に関するものに従事する職員(清掃事業の現場の職員に限る。)をいう。 従って、例えば、処理施設のオペレーターはこれに該当するが、会計事務、計算事務を本務とする職員及び庁舎内等の清掃職員は、これに該当しないものである。
	10 道路補修員 有料道路の補修員を含む。	16 その他の職員 01～15に掲げる職種に該当する職員以外の職員をいう。
	11 特別支援(旧養護)学校教員 学校教育法第1条に定める「特別支援(旧養護)学校」の教員(校長、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、講師)をいう。 従って、事務職員、寄宿舎指導員、実習助手等は、これに該当しないものである。また、特別支援(旧養護)学校以外の公立学校のいわゆる特殊学級を担当する教員もこれに該当しないものである。	
05 保育士・児童自立支援専門員・寄宿舎指導員等 次に掲げる者をいう。 ① 保育士の資格を有する者で、現に保育所・社会福祉施設等に勤務する者 ② 児童指導員の資格を有する者で、現に児童自立支援施設に勤務する者 ③ 現に社会福祉施設及び特殊教育諸学校(盲学校、聾学校、養護学校)に勤務する寄宿舎指導員	12 特別支援(旧養護)学校教員以外の教育公務員 「11 養護学校教員」該当以外の教育公務員特例法第2条に定義する者をいう。具体的には、公立学校の学長、校長(園長を含む。)、教員(教授、助教諭、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及び常勤講師)及び部局長(大学の副学長、学部長等)並びに教育委員会の教育長及び専門的教育職員	

2. 障害等級早見表

部 位		障 害 種 別	第 1 級 年金 313日	第 2 級 年金 277日	第 3 級 年金 245日	第 4 級 年金 213日	第 5 級 年金 184日	第 6 級 年金 156日
眼	眼 (両眼)	視 力 障 害	(1) 両眼が失明したものの	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの (2) 両眼の視力が0.02以下になったもの	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの	(1) 両眼の視力が0.06以下になったもの	(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの	(1) 両眼の視力が0.1以下になったもの
		調 節 機 能 障 害						
		運 動 障 害						
		視 野 障 害						
	眼 け ん (右又は左)	欠 損 又 は 運 動 障 害						
耳	内 耳 等 (両耳)	聴 力 障 害				(3) 両耳の聴力を全く失ったもの		(3) 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの (4) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの
	耳 かく (耳介) (右又は左)	欠 損 障 害						
鼻		欠 損 及 び 機 能 障 害						
口		そ しゃ く 及 び 言 語 機 能 障 害	(2) そしゃく及び言語の機能を廃したものの		(2) そしゃく又は言語の機能を廃したものの	(2) そしゃく及び言語の機能に著しい障害を残すもの		(2) そしゃく又は言語の機能に著しい障害を残すもの
		歯 牙 障 害						
神 経 系 統 の 機 能 又 は 精 神		神 経 系 統 の 機 能 又 は 精 神 の 障 害	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	(3) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの		(2) 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	
頭 顔 部 部 面 部		醜 状 障 害						
胸 腹 部 臓 器 (外生殖器を含む。)		胸 腹 部 臓 器 の 障 害	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	(4) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの		(3) 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの	

(注) () 内数字は号数を表わす。 [] 内は障害等級表上組合せにより等級が定められているものである。

第 7 級 年金 131日	第 8 級 一時金 503日	第 9 級 一時金 391日	第 10 級 一時金 302日	第 11 級 一時金 223日	第 12 級 一時金 156日	第 13 級 一時金 101日	第 14 級 一時金 56日	系列 番号
(1) 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの	(1) 1眼が失明し、又は1眼の視力が0.02以下になったもの	(1) 両眼の視力が0.6以下になったもの (2) 1眼の視力が0.06以下になったもの	(1) 1眼の視力が0.1以下になったもの			(1) 1眼の視力が0.6以下になったもの		1
				(1) 両眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの	(1) 1眼の眼球に著しい調節機能障害を残すもの			2
			(2) 正面視で複視を残すもの	(1) 両眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	(1) 1眼の眼球に著しい運動障害を残すもの	(2) 正面視以外で複視を残すもの		3
		(3) 両眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの				(3) 1眼に半盲症、視野狭さく又は視野変状を残すもの		4
		(4) 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		(3) 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの		(4) 両眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまっげはげを残すもの	(1) 1眼のまぶたの一部に欠損を残し、又はまっげはげを残すもの	5 又は 6
				(2) 両面のまぶたに著しい運動障害を残すもの	(2) 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの			
(2) 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (3) 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの		(7) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの (8) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (9) 1耳の聴力を全く失ったもの	(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの (6) 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの	(5) 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの (6) 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの			(3) 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	7
					(4) 1耳の耳かくの大部分を欠損したものの			8 又は 9
		(5) 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの						10
		(6) そしゃく及び言語の機能に障害を残すもの	(3) そしゃく又は言語の機能に障害を残すもの					11
			(4) 14歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(4) 10歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(3) 7歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(5) 5歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	(2) 3歯以上に対し歯科補てつを加えたもの	12
(4) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの		(10) 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの			(13) 局部に頑固な神経症状を残すもの		(9) 局部に神経症状を残すもの	13
(12) 女子の外ばうに著しい醜状を残すもの					(14) 男子の外ばうに著しい醜状を残すもの (15) 女子の外ばうに醜状を残すもの		(10) 男子の外ばうに醜状を残すもの	14
(5) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの (13) 両側のこう丸を失ったもの		(11) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの (16) 生殖器に著しい障害を残すもの		(10) 胸腹部臓器の機能に障害を残し、労務の遂行に相当な程度の支障があるもの		(6) 胸腹部臓器に障害を残すもの		15

部 位		障害種別	第 1 級 年金 313日	第 2 級 年金 277日	第 3 級 年金 245日	第 4 級 年金 213日	第 5 級 年金 184日	第 6 級 年金 156日	
体 幹	せ き 柱	変型(奇形)又は 運動障害						(5) せき柱に著しい変形を残すもの	
	そ 体 の 幹 他 骨	変型(奇形)障害 〔鎖骨、胸骨、 ろっ骨、肩こう 骨又は骨盤骨〕						(5) せき柱に著しい運動障害を残すもの	
上 肢	上 (右又は左)	欠 損 又 は 機 能 障 害	〔(5) 両上肢を ひじ関節以 上で失った もの〕	〔(5) 両上肢を 手関節以上 で失ったも の〕		(4) 1 上肢をひじ 関節以上で失 ったもの	(4) 1 上肢を手 関節以上で失 ったもの		
		変形(奇形)障害 〔上腕骨又は前 腕骨〕							
	醜 状 障 害								
	手 (右又は左)	欠 損 又 は 機 能 障 害				〔(5) 両手の手 指の全部を 失ったもの〕			(8) 1 手の 5 の手 指又は母指を含 み 4 の手指を 失ったもの
							〔(6) 両手の手 指の全部 の用を廃 したもの〕		
下 肢	下 (右又は左)	欠 損 又 は 機 能 障 害	〔(7) 両下肢を ひざ関節以 上で失った もの〕	〔(6) 両下肢を 足関節以上 で失ったも の〕		(5) 1 下肢をひざ 関節以上で失 ったもの 〔(7) 両足をリ スフラン関 節 以 上 で 失ったもの〕	(5) 1 下肢を足 関節以上で失 ったもの		
		変形(奇形)障害 〔大腿骨又は前 下腿骨〕							
	短 縮 障 害								
	醜 状 障 害								
	足 (右又は左)	欠 損 又 は 機 能 障 害						〔(8) 両足の足 指の全部を 失ったもの〕	

(注) () 内数字は号数を表わす。 [] 内は障害等級表上組合せにより等級が定められているものである。

第 7 級 年金 131日	第 8 級 一時金 503日	第 9 級 一時金 391日	第 10 級 一時金 302日	第 11 級 一時金 223日	第 12 級 一時金 156日	第 13 級 一時金 101日	第 14 級 一時金 56日	系列 番号
				(7) せき柱に変形を残すもの				16
	(2) せき柱に運動障害を残すもの							
					(5) 鎖骨、胸骨、ろっ骨、肩こう骨又は骨盤骨に著しい変形を残すもの			17
								18 又は 21
	(6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したものの		(10) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの		(6) 1 上肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの			
(9) 1 上肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの	(8) 1 上肢に偽関節を残すもの				(8) 長管骨に変形を残すもの			19 又は 22
							(4) 上肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	20 又は 23
(6) 1 手の母指を含み 3 の指又は母指以外の 4 の手指を失ったもの	(3) 1 手の母指を含み 2 の手指又は母指以外の 3 の手指を失ったもの	(12) 1 手の母指又は母指以外の 2 の手指を失ったもの		(8) 1 手の示指、中指又は環指を失ったもの	(9) 1 手の小指を失ったもの	(8) 1 手の母指の指骨の 1 部を失ったもの	(6) 1 手の母指以外の手指の指骨の 1 部を失ったもの	24 又は 25
(7) 1 手の 5 の手指又は母指を含み 4 の手指の用を廃したものの	(4) 1 手の母指を含み 3 の手指又は母指以外の 4 の手指の用を廃したものの	(13) 1 手の母指を含み 2 の手指又は母指以外の 3 の手指の用を廃したものの	(7) 1 手の母指又は母指以外の 2 の手指の用を廃したものの	(10) 1 手の示指、中指又は環指の用を廃したものの	(7) 1 手の小指の用を廃したものの	(7) 1 手の母指以外の手指の遠位指節間関節を屈伸することができなくなったものの		
(8) 1 足をリズフラン関節以上で失ったもの								26 又は 30
	(7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の用を廃したものの		(11) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの		(7) 1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に障害を残すもの			
(10) 1 下肢に偽関節を残し、著しい障害を残すもの	(9) 1 下肢に偽関節を残すもの				(8) 長管骨に変形を残すもの			27 又は 31
	(5) 1 下肢を 5 センチメートル以上短縮したものの		(8) 1 下肢を 3 センチメートル以上短縮したものの			(9) 1 下肢を 1 センチメートル以上短縮したものの		28 又は 32
							(5) 下肢の露出面にてのひらの大きさの醜いあとを残すもの	29 又は 33
	(10) 1 足の足指の全部を失ったもの	(14) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指を失ったもの	(9) 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指を失ったもの		(11) 1 足の第 2 の足指を失ったもの、第 2 の足指を含み 2 の足指を失ったもの又は第 3 の足指以下の 3 の足指を失ったもの	(10) 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指を失ったもの		34 又は 35
(11) 両足の足指の全部の用を廃したものの		(15) 1 足の足指の全部の用を廃したものの		(9) 1 足の第 1 の足指を含み 2 以上の足指の用を廃したものの	(12) 1 足の第 1 の足指又は他の 4 の足指の用を廃したものの	(11) 1 足の第 2 の足指の用を廃したものの、第 2 の足指を含み 2 の足指の用を廃したものの又は第 3 の足指以下の 3 の足指の用を廃したものの	(8) 1 足の第 3 の足指以下の 1 又は 2 の足指の用を廃したものの	